

破産法改正

第8回 否認権

■旧破産法における否認権の体系 …故意否認と危機否認と無償否認

旧破産法は、否認権について、①故意否認（旧法72条1号）、②危機否認（旧法72条2号ないし4号）、③無償否認（旧法72条5号）という体系で規定していた。そして、危機否認が「支払の停止又は破産の申立ありたる後になしたる」「担保の供与、債務の消滅に関する行為その他破産債権者を害する行為」を否認の対象にしており、故意否認が「破産債権者を害することを知りてなしたる行為」を否認の対象としていることから、危機否認は偏頗行為（特定の債権者にだけ満足を与える結果として他の債権者への満足を低下させる行為）を対象とし、故意否認は詐害行為（債務者の総財産を絶対的に減少させ全債権者の満足を低下させる行為）をそれぞれ否認の対象としているとも読める。

そこで、支払停止又は破産申立前の偏頗行為について、故意否認の適用があるのかどうか、すなわち**本旨弁済と故意否認**の議論がなされていた。これについては、支払停止又は破産申立前であっても、実質的危機時期以降はもはや平常時とはいえ債権者平等の原則を貫く必要があることから、通説・判例はこれを認めていたが、どのような要件の下にこれを認めるか争いがあった。

■改正破産法における否認権の体系 …詐害行為の否認と偏頗行為の否認

そこで、改正破産法は、①詐害行為の否認（160条）と②偏頗行為の否認（162条）という体系で規定し、それぞれ行使の要件を明確にした。

すなわち、①詐害行為の否認については、(i) 破産者

が破産債権者を害することを知ってした行為、(ii) 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立があった後にした破産債権者を害する行為、(iii) 破産者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為を否認することができる。

また、②偏頗行為の否認については、(i) 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立があった後にした行為、(ii) 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前30日以内になされたものについて、否認することができる。したがって、本旨弁済等の偏頗行為については、原則として「支払不能」をメルクマールとしてそれ以降のものが否認されることになった。どのような場合に「支払不能」といえるかは、今後事例の集積を待つことになる。

■適正価額での処分

旧破産法においては、判例上不動産を費消、隠匿しやすい金銭に換えることは債権者に対する共同担保を実質的に減少させることになるという理由から適正価額での不動産の処分について否認の対象となるとされていた。しかし、適正価額での売却について後に否認されることが広く認められると、取引の安全を害するし、危機に瀕した企業が遊休資産等を売却して資金繰りにあてようとしてもできなくなり、破綻を早めることにもなりかねない。

そこで、改正破産法では、厳格な要件の下でこれを認めることとした。適正価額による処分は、(i) 当該処分による財産の種類の変更により**隠匿等の処分**をする**おそれを現に生じさせるものであること**、(ii) 破産者がその行為の当時**隠匿等の意思**を有していたこと、(iii)

相手方が行為の当時破産者が**隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと**、の要件を充たす場合に限り、否認できるものとした（161条）。

■否認権の行使方法

旧破産法は、訴えの提起又は訴訟における抗弁により行使することができたが、改正破産法では、会社更生法や民事再生法にならい、訴訟より簡便かつ迅速な行使方法である**否認の請求**による行使を認めた（173条1項）。訴訟における厳格な証明でなく疎明の方法で足りるし、審尋はしななければならないが口頭弁論を経ないで決定手続で行なわれる（174条）。また、否認請求や否認の訴えは、**破産裁判所の管轄**となり、破産管財人にとって利用しやすい制度になっている（173条2項）。

■その他

その他、改正破産法では、受益者の主観的要件に関

する証明責任の転換について拡張（161条2項、162条2項1号）、危機否認の基準時及び否認権行使期間の整備（166条、176条）、詐害行為の否認の効果についての差額償還請求（168条）、否認のための保全処分（171条、172条）、否認の登記の整備（260条）等について改正がなされている。

（法律研究部倒産法部 綾 克己）